

## 土壤汚染対策法にペルフルオロオクタン酸（PFOA）の追加を求める意見書（案）

発がん性などが指摘されるペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という）は、2019年5月ストックホルム条約の第9回締約国会議において付属書A（原則禁止）に決定されました。日本においても、難分解・高蓄積・人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性ありとして、環境中への放出を回避すべき「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の第1種特定化学物質への指定が検討されていましたが、今年4月に閣議決定・公布され、10月には施行されることになりました。

すでに水道水・環境水については、厚労省・環境省において昨年PFOAとペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）の目標値が設定され、環境省による全国調査で、目標値を超える地点が37もあったことがマスコミでも報道されたところです。

その調査によって、摂津市の地下水からは目標値の約37倍の高い値が検出されました。さらに、大阪府が昨年12月に、その地域の水路や地下水計9か所の調査を行ったところ、やはり目標値を超える高濃度のPFOAがすべての地点で検出されました。この地下水は飲用には利用されておらず、水道水については基準内であり、水飲用における市民の暴露はないものの、PFOAの暴露経路は水飲用だけに限らないことから、土壤汚染への市民の不安が大きく広がっています。しかし、土壤についての基準値は定められておらず、行政による調査も行われていません。

土壤汚染対策法は、土壤の特定有害物質による汚染の状況を把握し、その汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることで、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とする法律です。この法律が適用される物質にPFOAが追加されれば、土壤における基準値が定められ、調査や対策も講じられ、市民の健康被害防止にもつながります。

よって、土壤汚染対策法が適用される物質にPFOAを追加することを強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2021年 月 日  
(日本共産党提出)